

京都市消防局訓令乙第10号

各 部  
防 災 危 機 管 理 室  
消 防 学 校  
各 消 防 署

京都市消防局事務分掌規程の一部を次のように改正する。

平成17年3月31日

京都市消防局長 森澤正一

第1条庶務課庶務係の項第4号中「人事教養委員会」を「総務委員会」に改め、同条人事課の項第14号中「全国消防長会人事教養委員会」を「全国消防長会総務委員会」に改める。

第2条予防課予防係の項第1号中「事務の統轄」を「企画」に改め、同項第2号中「事業所の」を削り、「及び」の右に「事業所の」を加え、同項中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号を第8号とし、同号の次に次の1号を加える。

(9) 住宅用防災機器及び防炎製品の普及に関すること。ただし、指導課の所管に属するものを除く。

第2条予防課予防係の項第6号の次に次の1号を加える。

(7) 事業所の自衛消防隊その他の自衛消防の組織の指導に関すること。

第2条指導課設備係の項第1号中「消防用設備等」の右に「及び特殊消防用設備等」を加え、「の指導」を削り、同項第3号本文中「設置指導」を「設置及び維持管理並びに普及に係る関係機関との連絡及び調整」に改め、同号ただし書を削り、同条指導課建築係の項第3号本文中「及び指導」を「に係る関係機関との連絡及び調整」に改め、同号ただし書を削る。

第3条市民安全課防災指導係の項から災害情報管理課通信係の項までを次のように改める。

#### 市民安全課

- (1) 自主防災組織の育成及び指導に関すること。
- (2) 少年消防クラブ及び幼年消防クラブの育成及び指導に関すること。
- (3) 地域の幼年及び少年に対する防火及び防災に係る安全指導に関すること。
- (4) 訓練参加者の損害補償に関すること。
- (5) 写真に関すること。
- (6) 市民防災センターに関すること。
- (7) 防災協会に関すること。
- (8) 在宅避難困難者の防火安全指導その他の防火及び防災に係る安全指導に関すること。
- (9) 老人クラブその他の地域の団体に対する防火及び防災に係る安全指導に関すること。
- (10) 訪問防火指導に関すること。
- (11) 緊急通報システム及び消防ファクシミリに関すること。
- (12) 部内の他の課の主管に属しないこと。

#### 救急課

- (1) 救急隊の活動技術の調査及び研究に関すること。
- (2) 大規模又は特異な救急事故の活動対策及び統括指揮に関すること。
- (3) 救急隊の現場活動の指導及び監察に関すること。
- (4) 警防計画課及び指令課との所掌事務についての協調に関すること。
- (5) 救急隊員の感染防止対策に関すること。

- (6) 救急業務協力者の損害補償に関すること。
- (7) 医師会その他救急医療機関との連絡及び調整に関すること。
- (8) 救急隊員の資格管理に関すること。
- (9) 救急統計に関すること。
- (10) 救急隊の配置計画に関すること。
- (11) 応急手当の普及啓発活動に関すること。
- (12) 応急手当指導員講習、普通救命講習その他の応急手当に係る講習に関すること。
- (13) 応急手当指導員、普通救命講習修了者その他の応急手当に係る講習の修了者の育成及び指導に関すること。
- (14) 救急教育訓練センターの運用に関すること。
- (15) 救急訓練に関すること。
- (16) 救急隊の技能管理及び安全管理に関すること。
- (17) 患者等搬送事業者の指導に関すること。
- (18) 救急医学研究会その他の救急に係る会議に関すること。

#### 情報通信課

- (1) 局の情報システムの活用計画及び管理運用に関すること。
- (2) 情報システム化に関する調査、企画及び調整に関すること。
- (3) 電子計算機処理に係る情報の管理に関すること。
- (4) 消防統計事務の統轄に関すること。
- (5) 指令課及び防災危機管理室との所掌事務についての協調に関すること。
- (6) 消防通信施設及び防災行政無線施設の企画並びに整備及び保全に関すること。
- (7) 通信従事者その他の通信に係る者の指導に関すること。

(8) 消防通信及び防災行政無線に係る関係機関との連絡及び調整に関すること。

第4条警防計画課の項第2号中「震災対策」の右に「及び水災対策」を加え、同項第8号中「及び消防指令センター」を削り、同項第11号を同項第14号とし、同項第10号の次に次の3号を加える。

(11) 火災その他の災害の原因及び損害の調査に関すること。

(12) 火災統計に関すること。

(13) 調査員の技能管理に関すること。

第4条消防救助課消防係の項及び救助係の項を次のように改める。

#### 消防救助課

(1) 災害現場活動（救急を除く。）に係る事務の統轄に関すること。

(2) 消防隊、救助隊及び署指揮隊の活動技術の調査及び研究に関するこ

(3) 緊急消防援助隊及び国際消防救助隊の派遣に関するこ

(4) 消防水利の開発及び保全に関するこ

(5) 地域及び防火対象物の警防調査に関するこ

(6) 消防作業従事者、水防従事者及び応急措置従事者の損害補償に関するこ  
と。

(7) 救助隊員の資格に関するこ

(8) 救助統計に関するこ

(9) 課内の他の隊の主管に属しないこ

#### 本部指揮救助隊

(1) 火災その他の災害の警戒及び防御の活動対策に関するこ

(2) 大規模な火災、特異な救助事故及び特殊災害の活動対策及び総括指揮に  
関すること。

- (3) 消防隊、救助隊及び署指揮隊の技能管理及び安全管理に関すること。
- (4) 消防隊、救助隊及び署指揮隊の現場活動の指導及び監察並びに活動評価に関すること。
- (5) 特別警防訓練その他の訓練に関すること。

第4条消防救助課調査係の項を次のように改める。

#### 指令課

- (1) 災害通報の受付及び出動指令並びに消防通信の運用に関すること。
- (2) 部隊及び指揮者の出動計画及び消防警備計画並びにその運用に関するこ  
と。
- (3) 警防態勢の増強及び非常召集の発令並びにこれらの事務に付随する事務  
に関すること。
- (4) 災害時における情報の収集並びに関係機関との連絡及び調整に関するこ  
と。
- (5) 災害に関する気象の予報及び警報の通報に関すること。
- (6) 消防指令センターの運用及びこれに伴う救急課、情報通信課、警防計画  
課、消防救助課及び防災危機管理室との協調に関すること。

第4条装備課の項第11号中「整備工場及び消防用資器材備蓄センターの管  
理」を「消防活動総合センターの運用」に改める。

第5条第5号中「及び危機管理の」を「、危機管理及び国民保護に係る」に  
改め、同条第8号中「消防指令センター」を「指令課」に改め、同条第9号た  
だし書中「災害情報管理課」を「情報通信課」に改める。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(報告)

第7条 部長及び室長は、担当部長、担当課長、担当課長補佐、係長及び担当

係長の担当する事務の概目を定め、局長に報告しなければならない。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

(消防局総務部企画課)